

免除等区分	保険料の支払いは	老齢基礎年金の計算では	
		※1	※2
全額免除	保険料の全額が免除されます	年金額に3分の1が反映	年金額に2分の1が反映
4分の1納付	保険料の4分の3が免除され、 残りの4分の1を納めます	年金額に2分の1が反映	年金額に8分の5が反映
2分の1納付	保険料の2分の1が免除され、 残りの2分の1を納めます	年金額に3分の2が反映	年金額に4分の3が反映
4分の3納付	保険料の4分の1が免除され、 残りの4分の3を納めます	年金額に6分の5が反映	年金額に8分の7が反映
納付猶予	保険料の全額が猶予されます	年金額に反映されません	

※1＝免除承認期間が平成21年3月以前

※2＝免除承認期間が平成21年4月以後